

宿泊約款

第1条【本約款の適用】

(1) DOG RESORT 湖都-大津-（以下「当施設」といいます）がおお客様との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款およびこの約款と一体となる規則（以下、『利用規則』といいます。）の定めるところによるものとし、この約款および利用規則に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。なお、客室に備え付きの『宿泊滞在同意書、各エリアの利用規則』は、この約款と一体となる利用規則の1つであります。

(2) 当施設が法令及び慣習に反しない範囲で特例に応じたときは、前項の規約にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第2条【宿泊引き受けの拒絶】

当施設は次の場合には、宿泊の引き受けをお断りすることがあります。

- (1) 宿泊の申込みが、この規則によらないものであるとき
- (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき
- (3) 宿泊しようとする者が宿泊に関し、法令の規定又は公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき
- (4) 宿泊しようとする者が伝染病者であると明らかに認められるとき
- (5) 宿泊に関し特別の負担を求められたとき
- (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない理由により宿泊させることができないとき
- (7) 宿泊しようとする者が近隣住民又は従業員に著しく迷惑を及ぼす行動をするおそれがあるとき
- (8) 客室定員を超えて使用するおそれがあるとき
- (9) 火薬類・凶器の持込みなど、宿泊しようとする者が近隣住民に著しく迷惑を及ぼすおそれがあるとき
- (10) 宿泊しようとする者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」による暴力団若しくは暴力団員又はその関係者であるとき
- (11) 宿泊しようとする者が過去に第12条の適用を受けた者であるとき
- (12) 宿泊しようとする者が次条の明告をしないとき、又は明告に虚偽の内容を含むとき

第3条【宿泊契約の申込み】

(1) 当施設は宿泊しようとする者に対して、次の事項の明告を求めることがあります。

宿泊者（同宿者を含みます）の氏名、住所、電話番号、年齢、国籍及び職業

宿泊日、人数、到着予定時刻

出発日、人数、出発予定時刻

その他、当施設が必要と認める事項（同伴ペットの情報など）

(2) 宿泊客が、宿泊中に前事項1号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設はその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

(3) 18歳未満（高校生を含む）のみのご宿泊、保護者同伴が無い限りお断り致します。

第4条【宿泊契約の成立等】

当施設は宿泊しようとする者に対して、次の事項の明告を求めています。

(1) 宿泊契約は当施設が前条の申込みを承諾した時に成立するものとします。ただし当施設が承諾しなかったことを証明したときは、この限りではありません。

(2) 前事項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当施設が定める申込金を、当施設が指定する日までに、お支払いいただきます。

(3) 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条（宿泊者の契約解除権）及び第14条（宿泊者の責任）もしくは第15条（施設内の備品に関して）の規定を適応する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残金があれば、第10条（料金の支払い）の規定による料金の支払いの際に還元します。

(4) 第2項の申込金を同項の規定により当施設が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当施設がその旨を宿泊客に告知した場合には限ります。

第5条【申込金の支払を要しないこととする特約】

当施設は宿泊しようとする者に対して、次の事項の明告を求めています。

(1) 前条第2項の規定に関わらず、当施設は同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

(2) 宿泊契約の申込みを承諾するにあたり、当施設が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合又は申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第6条【宿泊者の契約解除権】

当施設は宿泊しようとする者に対して、次の事項の明告を求めています。

(1) 宿泊者は当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

(2) 当施設は宿泊者がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は、別表第1に掲げるところにより違約金（キャンセル料）を申し受けます。

第7条【当施設の契約解除権】

当施設は次の場合には宿泊契約を解除することができます。

(1) 第2条第3号から第12号までに該当することとなったとき、又は該当することが判明したとき

(2) 次条の登録をしないとき、又は登録に虚偽の内容を含むとき

(3) 第10条の支払いをしないとき

(4) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当施設が定める利用規約の禁止事項に従わないとき

当施設が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだに提供を受けていない

宿泊サービス等の料金はいただきません。

第8条【宿泊の登録】

宿泊者は宿泊日のチェックイン前までに、次の事項を登録していただきます。

登録いただく個人情報は法令の定めにより宿泊業務全般を行なうために使用するものであり、それ以外の目的で使用することはありません。

また、電話・郵送・ファックス・Eメール等によりご予約の確認をさせていただく場合がございます。

なお、法令に基づき求められた場合を除き、お客様の個人情報を第三者に開示・提供することはありません。

- (1) 宿泊者の氏名、住所、連絡先（電話番号）、年齢
- (2) 外国人においては、国籍、旅券番号（パスポートの写しを取らせていただきます）
- (3) 出発日、人数、出発予定時刻
- (4) その他当施設が必要と認めた事項

第9条【客室の使用時間】

(1) お客様が当施設の客室を使用できる時間は、当施設が定めるチェックイン時刻からチェックアウト時刻までとします。但し、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

(2) 当施設は、前項の定めにかかわらず、同項に定める時間以外の客室の使用に応じることがあります。この場合において、出発予定日のチェックアウト時刻を超える場合は、1泊分の宿泊料金相当分の追加料金を申し受けるものとし、到着日のチェックイン時刻前からの使用についても同様とします。

(3) 第2項に基づきお客様が客室を使用できる時間内であっても、当宿泊施設は、安全及び衛生管理その他当施設の運営管理上の必要があるときは、客室に立入り、必要な措置をとることができるものとします。

(4) 宿泊者がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物または携帯品が館内および客室内に置き忘れられていた場合、当館の判断で、処分する、一定期間保管する、警察署に届けるなどの措置を行います。当該手荷物又は携帯品の所有者が明確に判明したときは、当館の判断で、当該所有者に連絡するとともにその指示を求めることができる（ただし、義務ではない）ものとします。

第10条【料金の支払い】

料金の支払いは、クレジットカードもしくはクーポン券など当施設が認めた決済方法により、次に掲げる要領でお支払いください。ただし、当施設が認めたものに関しては、この限りではありません。

- (1) 宿泊料金のお支払いは予約時あるいは宿泊前に当施設が要求した時に行ってください。
- (2) 当施設内において発生する料金は、当施設が指定した時期及び場所において支払いください。
- (3) 宿泊者が客室の使用を開始した後、任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受け

ます。

第 11 条【利用規則の遵守】

宿泊者は当施設が定める当施設内における利用規則に従っていただきます。

第 12 条【宿泊継続の拒否】

当施設はお引き受けした宿泊期間中といえども、次の場合に宿泊の継続をお断りすることがあります。

- (1) 第 2 条第 3 号から第 12 号までに該当することになったとき、又は該当することが判明したとき
- (2) 第 8 条の登録に虚偽の内容を含むことが判明したとき
- (3) 第 10 条の支払いをしないとき
- (4) 宿泊者が前条の利用規則に従わないとき

第 13 条【当宿泊施設の責任】

(1) 当施設の宿泊に関する責任は、宿泊者が当施設受付において宿泊の登録を行ったときまたは客室に入ったときのうち、いずれか早い時期に始まり宿泊客が出発するためチェックアウトした時に終わります。

(2) 宿泊客が当施設の利用規則に従わない為に発生した事故に関して、当館はその責任を負いません。

(3) 当館の責めに帰すべき理由により、宿泊客に客室の提供ができなくなったときは、天災その他の理由により困難な場合を除き、その宿泊客にできる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

(4) 当施設は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊者に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。但し、客室が提供できないことについて、当施設の責めに帰すべき事理がないときは、補償料を支払いません。

第 14 条【宿泊者の責任】

(1) 宿泊者の故意又は過失により当施設が損害を破ったときは、当該宿泊者は当施設に対し、その損害を賠償していただきます。

第 15 条【施設内の備品に関して】

当施設はすべての宿泊者に対し、平等なサービスの付与を目指しております。施設内の備品はすべて当施設がすべての宿泊者に快適に過ごしていただくために管理する財産です。当施設内の備品を宿泊者が施設外に持ち出したことが認められた場合は、賠償金を申し受けます。

第 16 条【宿泊者の携帯品】

(1) 当施設は、置き忘れられた手荷物又は携帯品について、内容物の性質に従い適切な処理を行うため、その中身を任意に点検し、必要に応じ、遺失者への返還又は前項に従った処理を行うことが

できるものとし、宿泊者がこれに異議を述べることはできないものとします。

(2) 宿泊者がチェックアウトした後、宿泊者の携帯品が当施設に置き忘れられていた場合は、その所有者が判明したときは、当施設は当該所有者にその指示を求めるものとします。(ただし、義務ではない) 所有者の指示がないとき又は所有者が判明しないときは、発見日を含めて7日間保管し、その後貴重品については最寄の警察署へ届け、その他の物品については処分させていただきます(ただし、飲料物、雑誌、新聞に関しては即日処分とさせていただきます。)

(3) 宿泊者の携帯品については、宿泊者がその種類及び価格を申告した携帯品を当施設で保管した場合に限り、当施設はその携帯品についての損害を賠償する責任を負います。

(4) 貨幣、有価証券その他の高価品については、当施設での保管をお断りいたします。

(5) 当施設で保管しなかった宿泊者の携帯品についての損害(当施設の客室に金庫が備えられている場合の金庫内の携帯品についての損害を含みます。)に関しては、当施設に故意又は過失がない場合は、当施設は責任を負いません。また、当施設の軽過失による場合は、15万円を当施設の損害賠償額の上限とします。

第17条【駐車場の責任】

宿泊者が当施設の駐車場を利用になる場合、車両のキーの寄託の如何に関わらず、当施設は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任(車両内の物品の管理責任を含みます)まで負うものではありません。

第18条(客室の清掃)

当施設が必要と認める場合には、随時客室の清掃ができるものとします。

前項の客室清掃について、お客様は、これを拒否できないものとします。

第19条【営業時間】

当施設内の各種施設等の営業時間は、HP、SNSにてご案内いたします。施設等の営業時間は、やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適宜お知らせいたします。

第20条【金銭その他貴重品】

金銭その他貴重品は、自己責任にて管理して頂きます。滅失、紛失、毀損等の損害について、当宿泊施設は一切責任を負いません。

第21条【免責事項】

当施設からのコンピューター通信の利用にあたっては、宿泊客自身の責任にて行うものとします。コンピューター通信利用中のシステム障害やその他の理由によりサービスが中断し、その結果利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当施設は一切の責任を負いません。また、コンピューター通信の利用にあたって、当施設が不適切と判断した行為により、当施設および第三者に損害が生じた場合、その損害を賠償していただきます。

第 22 条【約款の改定】

本宿泊約款は、当施設の都合により改定することがあります。本宿泊約款が改定された場合は、改定日の一か月前までに当施設のホームページ等にて閲覧可能な状態にて掲出するものとし、改定後の本宿泊約款の効力は改定日の午前 0 時から生じるものといたします。

第 23 条【準拠法】

本宿泊約款および宿泊契約は日本法に準拠し、日本法に基づき解釈されます。

第 24 条【専属的合意管轄裁判所】

本約款及び当施設の宿泊に関する紛争については、京都地方裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とします。

【別表第 1】

契約解除の通知を受けた日	宿泊日 3 日前まで 当日・無連絡	宿泊日 14 日前まで	宿泊日 30 日前まで
違約金（キャンセル料）	100%	50%	30%

注 1 %は、宿泊料金相当額（基本宿泊料金及びパッケージ宿泊料相当額。税相当額を含まない）に対する違約金（キャンセル料）の比率です。

注 2 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず 1 日分（初日）の違約金を収受します。